主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人鬼頭忠明の上告理由について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当とし て是認することができる。右事実関係によれば、上告人は、本件土地の賃貸人であ る被上告人らと面識のなかった訴外Dに本件建物を賃貸して本件土地の地代の支払 を委ね、その旨を被上告人らに通知することもなく本件建物から退去し、自ら本件 土地の管理をすることなく、所在を明らかにしないまま原審の口頭弁論終結当時す でに八年を経過するというのであって、この間、上告人から被上告人らに対して、 Dを管理者に指定したことについての通知あるいは本件土地の管理方法についての 連絡をしたこともなく、被上告人らは、上告人に対して本件土地の管理又は管理者 <u>の権原に関する連絡ないし確認をする方途もない状態に置かれ、上告人と地代の増</u> 額等の賃貸借関係に関する協議をすることもできず、地代の増額も訴えによらざる を得なかったものであり、また、本件土地の地代はDの負担において支払われてい るというのであるから、上告人<u>には本件土地の賃借人としての義務違反があったと</u> いうべきであり、その所為は、土地賃借権の無断譲渡又は転貸におけると同様の不 利益を被上告人らに与えており、賃貸借当事者間の信頼関係を著しく破壊するもの といわなければならない。したがって、右と同様の見解に立って被上告人らの本件 <u>土地賃貸借契約の解除を是認した原審の判断は首肯することができ、</u>その過程にも 所論の違法はない。所論引用の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は、 原判決を正解しないでこれを論難するか、又は原審の専権に属する証拠の取捨判断、 事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	佐	藤	庄 市	郎
裁判官	坂	上	壽	夫
裁判官	貞	家	克	己
裁判官	袁	部	逸	夫
裁判官	可	部	恒	雄